

○山梨県警察サイバー捜査指定捜査員運用要領の制定について

〔 令和 5 年 3 月 2 9 日 〕
〔 例規甲（サ対）第 1 2 5 号 〕

（概要）

この要領は、サイバー犯罪等に係る組織的かつ重要な事件に対し、適正な初動捜査活動を図ることを目的として、サイバー犯罪等における捜査員の指定、運用等について定めたものである。